

# NEWS LETTER

2024年 1月号

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願い申し上げます。正月から地震や事故が発生し、不安な幕開けとなりましたが、今後は平穏でよい年になればよいですね。  
内容にご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。



## 相続人申告登記

いよいよ今年の4月1日から、相続登記が義務になります。

相続登記を放置しておく、相続が繰り返されて、相続関係が複雑になり、「相続登記をおこなうことが困難になってしまった」という状況が occurs。現在「九州の面積」とも言われる所有者不明の土地があるそうです。

このような所有者不明土地の解消のため、相続登記の義務化がなされるのですが、こうした義務は一般の方にとって大きな負担です。

そのため、国は相続登記の義務を負う相続人が、法務局（登記官）に「不動産の登記名義人の相続人である」ことを申し出ること、相続登記義務を果たしたものとみなされる「相続人申告登記」制度をつくりました。相続登記義務違反には、「過料10万円以下」の罰則を受ける可能性があります。相続人申告登記は、この罰則を「一時的に回避」するものです。しかし、相続人申告登記をおこなったからといって、相続登記自体をおこなったことにはなりません。相続人申告登記をおこなったあと、遺産分割により不動産の所有権を得た相続人は、遺産分割の日から3年以内に所有権移転登記をしなければなりません。

この相続人申告登記は、登記官に申し出ることによりおこないます。

実際には、登記名義人の相続人であることが分かる戸籍（除籍）を法務局に提出し、相続人の住所・氏名、その他 相続人申告登記に必要な事項を申し出ることでおこないます。

相続人の申出だけで、登記申請の必要がない点で負担が軽い制度といえます。

この申し出を行うことで、相続登記義務を果たしたことになり、過料の制裁を回避することができます。「遺産分割の話合いがまとまらない」など、期限内に相続登記をおこなうことが難しい場合には、相続人申告登記をまずがおこなっておく、といったことが考えられます。ただし、相続人申告登記は、その申出をおこなった人のみが相続登記の申請義務を果たしたものとみなされますので、注意が必要です。

### 事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

### 主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続
- ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記
- ④農地法の許可
- ⑤裁判手続